

軽乗用車の下敷き

ショートカット右折をしない (道路交通法にも禁止)

ショートカット右折は
ミラーとピラーの「死角」をつくる、歩行者を「見落とす」

右折時は
「大きく曲がって」
ミラーとピラーの「死角」をつくらない

「歩行者が軽乗用車の下敷きになっている」

信号交差点

右折の軽乗用車にはねられ

82歳女性が死亡

2024/12/5(木)

4日午後3時20分ごろ、佐賀県の信号交差点で、歩いていた女性（82）が右折中の軽乗用車にはねられ、搬送先の病院で死亡しました。

警察は同日、軽乗用車を運転していた男性（54）を、現行犯逮捕しました。過失致死容疑を視野に入れて捜査しています。

消防から「歩行者が車の下敷きになっている」と110番がありました。